「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」のご案内

令和８年９月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により、事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名することが義務付けられています。点検者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示す、一定の能力を有する者を指名することが望ましいとされています。

また、「安全衛生教育等推進要綱」には、作業主任者に対しておおむね５年ごとに能力向上教育を実施することが示されています。

この能力向上教育を以下により実施しますので、受講いただきますようご案内いたします。

１　日時　令和８年１２月１７日（木）　８：３０～１６：５０（受付 8:10～8：25）　【学科 7 時間】

２　場所　鳥取県労働基準協会会館　（鳥取市若葉台南１丁目１７番地）

３　日程　①最近の足場・部材等及びそれらの選択と管理(1 時間)

②足場の組立て等の安全施工と保守管理(4 時間)

③災害事例及び関係法令(2 時間)

４　受講料　鳥取県労働基準協会会員　１１，０００円（税込）（１人あたり）（テキスト代含）

（消費税 10％　内税 1,000 円）

非会員　　１３，０００円（税込）（１人あたり）（テキスト代含）

（消費税 10％　内税 1,181 円）

５　申込方法　裏面の受講申込書に必要事項を記載し、ＦＡＸ又は持参、郵送でお申し込みください。

受講料は、振込又は持参にてお支払いください。(振込手数料はご負担ください)

なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。

申込先　一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南１丁目 17 番地）

ＦＡＸ　0857-52-5061　　登録番号 T5270005000526

口座	**鳥取銀行　鳥取支店　普通　００５１２０４**
	名義人　（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

６　受講申込・受講料支払期限　令和８年１２月３日（木）　なお、定員６０人とします。

７　その他　(1)　筆記用具を持参してください。

(2)　鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。

(3)　受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。

(4)　感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。

(5)　教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕をもって会場にお越しください。

(6)　会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先　鳥取県労働基準協会東部支部　℡　0857-52-5060　担当　平井

ＦＡＸ　０８５７－５２－５０６１

足場の組立て等作業主任者能力向上教育 受講申込書

令和８年１２月１７日（木）開催

フリガナ 氏　　名	生　年　月　日

※　修了証に記載しますので正確に記入してください。

鳥取県労働基準協会（　会員事業所　・　非会員　）　どちらかに〇をしてください。

受講者数（　　人）　受講料合計　（　　円）

上記のとおり申し込みます。受講料は　　月　　日に（　振込　・　現金払い　）します。

（申込・受講料支払期限は令和８年１２月３日(木)です。）

振込先　鳥取銀行鳥取支店　普通　００５１２０４
名義人　（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する・しない ）（どちらかに〇印をして下さい。）

希望する場合は必要なものに〇印をして下さい。（ 請求書 ・ 領収書 ）

令和８年　　月　　日

〒
所在地
事業所名
業種
TEL
Fax　　（ご担当　　）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部　支部長　殿

駐車場のご案内

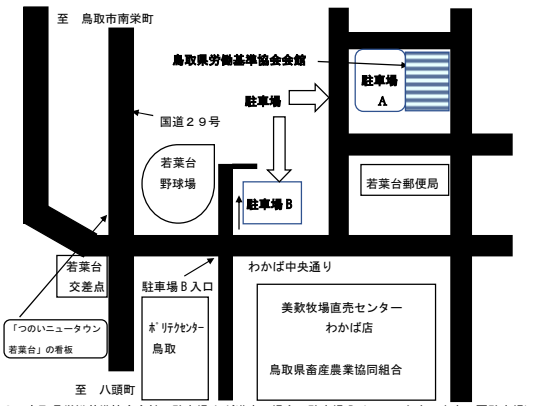

○　鳥取県労働基準協会会館の駐車場Ａが満車の場合、駐車場Ｂ（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。